

意見書（医師記入）

ひなた保育園 施設長殿

園児名

（病名）該当疾患に☒をお願いします

令和 年 月 日生

	麻疹(はしか)*		流行性角結膜炎
	風疹		百日咳
	水痘(水ぼうそう)		腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		急性出血性結膜炎
	結核		侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
	咽頭結膜熱(プール熱)*		

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

*必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

医師名

印

*かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人のお子さまが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

*保護者の皆さまへ

上記の感染症について、お子さまの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 「厚生労働省」

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻 疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風 疹	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水 痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百 日 咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること